

## 公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月1日	平成29年 5月30日	・不服申立書（平成24年5月7日付け） ・決定書（平成25年10月31日付け大総務監第102号） ・部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（平成25年10月31日付け決裁）	部分公開	1号	総務局	監察課
平成29年 5月8日	平成29年 5月31日	・口頭意見陳述等申出書（平成26年1月7日付け大住江政第265号による開示請求却下決定に係るもの） ・口頭意見陳述等申出書（平成26年4月22日付け大消救第68号による部分開示決定に係るもの） ・口頭意見陳述等申出書（平成26年10月7日付け大北福第382号による開示請求拒否決定に係るもの） ・口頭意見陳述等申出書（平成26年12月19日付け大天保福第191号による開示請求却下決定に係るもの） ・口頭意見陳述等申出書（平成27年1月22日付け大北政第32号による開示決定外63件に係るもの）  他30件	部分公開	1 2号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月8日	平成29年 5月31日	「開示・公開請求に係り、口答意見陳述等申出書（希望有）受付から口答意見陳述が行われるまでの期間が13～24月、25月以上について、各10件直近分の「口答意見陳述等申出書と弁明書」。ただし、複数一括の場合は1件とみなし最古のものについて。ただしH25年度以降で情報公開グループ保有分」	不存在	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月15日	平成29年 5月29日	不服申立て対応マニュアルの策定について（平成23年1月7日付け決裁）	公開	号	総務局	行政課（情報公開グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月22日	平成29年 6月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市行政不服審査法施行条例</li> <li>・大阪市行政不服審査法施行細則</li> <li>・大阪市行政不服審査会運営要領</li> <li>・平成28年8月30日 審査会決定</li> </ul>	公開		号 総務局	行政課（法務グループ）
平成29年 5月22日	平成29年 6月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（諮問）（平成27年3月18日付け大健こ第749号）</li> <li>・大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立てについて（諮問）（平成27年3月18日付け大健こ第751号）</li> <li>・実施機関理由説明書（平成28年3月30日付け大健こ第667号）</li> <li>・実施機関理由説明書（平成28年3月30日付け大健こ第668号）</li> <li>・口頭意見陳述について（平成29年3月17日付け大個審第27号）</li> </ul> 他11件	部分公開	1 2	号 総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月11日付け大個審答申第80号）</li> <li>・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大個審答申第81号）</li> <li>・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大個審答申第82号）</li> <li>・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大個審答申第83号）</li> <li>・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大個審答申第84号）</li> </ul> 他12件	公開		号 総務局	行政課（情報公開グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成26年10月24日付け大情審答申第380号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年3月13日付け大情審答申第381号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年3月13日付け大情審答申第382号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年3月13日付け大情審答申第383号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年3月13日付け大情審答申第384号）</li> </ul> 他49件	公開	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	「H29年1月1日以降開示請求に係る審査請求受け付けたものについて、初回審議を行ったものの審議要旨と審査請求書（情報公開グループ保有分）」	不存在	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	「公開請求に係る審査請求をH29年1月1日以降に受け付けたものについて、初回審査が行われたものの審議要旨と審査請求書（情報公開グループ保有分）」	不存在	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年11月27日付け大個審答申第78号）	公開	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	審議会諮問通知書（平成26年8月26日付け大総務第e-182号）	部分公開	1号	総務局	行政課（情報公開グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	開示請求で審査請求（不服申立て）があったものに係り、H27年度以降答申が出ているもので、審査請求書（不服申立書）提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについての、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書と決裁。ただし、同一申立人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。（総務局監察部監察課に係るものについて）	不存在		号 総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大個審答申第81号） ・大阪市個人情報保護条例第45条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月11日付け大個審答申第80号）	公開		号 総務局	監察課
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	・審議会諮問通知書（平成24年10月29日付け大総務監第82号） ・審議会諮問通知書（平成24年10月29日付け大総務監第84号） ・審議会諮問通知書（平成24年10月29日付け大総務監第86号） ・審議会諮問通知書（平成24年10月29日付け大総務監第88号） ・審議会諮問通知書（平成27年7月7日付け大総務監第26号）	部分公開	1 7	号 総務局	監察課
平成29年 5月29日	平成29年 6月9日	開示請求で審査請求（不服申立て）があったものに係り、H27年度以降答申が出ているもので、審査請求書（不服申立書）提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについての、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書と決裁。ただし、同一申立人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。（総務局監察部監察課に係るものについて）	不存在		号 総務局	監察課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成28年3月17日付け大情審答申第412号）</li> <li>・答申書（平成28年12月22日付け大情審答申第424号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年5月1日付け大情審答申第390号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年8月21日付け大情審答申第396号）</li> <li>・大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）（平成27年6月1日付け大情審答申第394号）</li> </ul>	公開	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会諮問通知書（平成27年1月6日付け大総務第e-312号）</li> <li>・審査会諮問通知書（平成27年1月6日付け大総務第e-313号）</li> <li>・審査会諮問通知書（平成27年1月6日付け大総務第e-314号）</li> <li>・審査会諮問通知書（平成27年1月6日付け大総務第e-317号）</li> <li>・審査会諮問通知書（平成27年1月6日付け大総務第e-318号）</li> </ul> 他10件	部分公開	1号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 5月29日	平成29年 6月12日	<p>「開示請求で審査請求あったものに係り、H27年度以降答申出ているもので、審査請求書提出から諮問通知書作成までに31日以上かかったものについての、③31日以上かかった特段の理由が確認できる文書と決裁。ただし、同一申出人で複数案件があり複数所属にまたがる場合は所属ごとに最古のもの1件。」</p> <p>（総務局行政部行政課（情報公開グループ）に係るものについて）</p>	不存在	号	総務局	行政課（情報公開グループ）